

# 会費規程

(目的)

## 第1条

この規程は、特定非営利活動法人こすもけあ福祉会（以下、「当法人」という。）の定款第8条に基づき、会費及び入会金に関して必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び年会費)

## 第2条

- (1) 入会金 30,000円
- (2) 年会費 正会員 30,000円 賛助会員 10,000円

(会費の納期)

## 第3条

- (1) 入会金  
入会金は、定款第7条2項に基づく入会申込書の提出に合わせて納入するものとする。
- (2) 年会費  
年会費は、毎年4月末日までに納入するものとする。

(中途入会の会費と納期)

## 第4条

事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が4月から9月までの場合は全額、入会承認月が10月から翌年3月までの場合は年会費の半額とし、入会金に合わせて納入するものとする。

(入会金及び会費の免除)

## 第5条

- 第2条の定めに関わらず、当法人の役員または職員である者の入会金及び年会費については免除するものとする。
- 2 退職後、引き続き正会員または賛助会員の身分を継続する者は、第2条の定めに基づき、所定の会費を納入するものとする。

(細則)

## 第6条

この規程の実施に必要な細則は、理事会の決議を経て定めるものとする。

(改廃)

## 第7条

この規程の改廃は、理事会の決議を行う。